

ア、チケット事業の合理化等を推進します。

●下請企業の育成

昭和四十年以降企業の進出が活発化し四十八年度までの進出企業数は約百六十社にのぼっております。これに伴い進出企業(特に大型企業)の県内(下請)中

小企業への外注発注も一段と活発化してきましたので今後進出企業の生産体制に追加できるよう企業の育成指導が急務かつ主要な問題となっております。そこで本県では県内千二百社の下請企業の経営体制を強化し技術の向上を図るため(財)熊本県中小企業振興公社を設立し親企業の積極的協力のもとに取引の

あつせん、下請取引の適正化と安定化のため、次の事業を推進しています。

- (1)中小企業の近代化合理化を図るための機械設備の貸与および譲渡。
- (2)下請取引の適正化と安定化を図るための紹介あつせん。(登録企業を対象)
- (3)下請取引に係る苦情または紛争の相談調停。

●中小企業金融の充実

(4)中小企業のために必要な調査、研究、経営、診断、指導および技術指導。金融引締め政策の効果が本県経済に浸透して来るなかで本県中小企業に対して大きな影響を及ぼしております。最近においては景気の停滞も加わって、本県の中小企業の資金ぐりはかなり圧迫されており金融面において細心の配慮が必要であります。

そこで金融面でも総需要抑制策に対処する融資対策を講ずるとともに企業の体質改善を図るための中小企業高度化資金を拡充したほか小規模企業対策にも重点を置いています。

●中小企業の診断指導

中小企業の近代化、合理化をはかり業界の構造改善を推進するためには、資金力がとほしく、経営管理や情報収集能力の低い中小企業特有の欠点を補い、またこれを強化する中小企業の診断指導は重要な施策になってまいりました。

そのため、熊本県中小企業総合指導所では、専門の中小企業診断員を配置し、個別診断や産業界・商店街・広域商業等の集団診断を行っています。診断では、中小企業の経営管理の実態を総合的に調査検討し、経営上の問題点と改善のための具体的方法を勧告して、

第7表

中小企業高度化資金貸付制度

貸付対象	高度化事業の種類	融資割合	償還期間	利率
事業協同組合	工場等集約化事業、店舗等集約化事業	設置資金の65%以内	15年以内 (据置3年以内)	年2.7%以内
	倉庫等集約化事業、商店街近代化事業	同上	同上	同上
同連合会	小売商業店舗共同化事業、計算事務共同化事業	同上	12年以内 (据置2年以内)	年2.7%以内
	小売商業連鎖化事業、公害防止設備リース事業、共同施設事業、企業合同事業	同上	同上	同上
同連合会	工場共同化事業	80%以内	16年以内 (据置2年以内)	無利子
	事業転換合同事業	同上	16年以内 (据置4年以内)	年2.7%
協業組合	設備共同施設事業	90%以内	同上	無利子
	共同公害防止事業	80%以内	15年以内 (据置2年以内)	同上
同連合会	共同転換事業	同上	16年以内 (据置4年以内)	無利子又は年2.7%以内
	同和高度化事業	同上	12年~16年以内 (据置2年~4年以内)	無利子
企業組合	知識集約化共同事業	同上	16年以内 (据置3年以内)	同上
	特定商店街近代化事業、特定小売店舗共同化事業、特定商店街共同施設事業	同上	12年~16年以内 (据置2年~4年以内)	同上
企業合同事業を行う中小企業たる会社	特定小売商業連鎖化事業	70%以内	12年以内 (据置2年以内)	年2.7%以内

第8表

融資制度

制度名	目的	融資条件		
		融資限度	融資利率	融資期間
中小企業経営合理化資金	生産、経営の合理化、近代化、構造の高度化等、中小企業に対する近代化政策に資金援助するもの	1組合 7,000万円 1組合員 2,000万円 協業化した法人 7,000万円	年6.7%以内 (ただし、高度化資金つな ぎ分 年5.9%)	5年以内
季節資金	金融がひっ迫する中長期と年末期に累資金を累入金融機関に預託し、中小企業者の運転資金に充てるもの	1企業 300万円 1組合 600万円	地方銀行 年8.5%以内 相互銀行 年8.75%以内 信用金庫 年9.25%以内 信用組合 年9.5%以内 農工中金 年8.5%以内	中元資金 6月~11月 年末資金 10月~2月
公害防止施設整備資金	県内に工場、事業場を設置する者で公害防止施設の整備を必要とするもの	1組合員 1,000万円	1組合員 年9.5%以内 (このうち県が5.0%以内の利子補給)	7年以内 (据置2年以内)
小規模企業対策資金	小規模企業共済制度加入者に対し事業資金の融資を行なうとともに、同制度への加入促進を図る	1企業 200万円	年7.5%以内 (保証利率 年1.20%)	3年以内
信用組合小口融資資金	信用組合の組合員に対し低利の小口資金融資を促進するとともに信用組合の健全な発展を図る	1組合員 300万円	年9.5%以内	3年以内
小企業安定資金	事業規模の小さい企業に対して保証協会の無担保無保証人保証で融資を行なうことにより経営の安定を図るもの	1企業 150万円	地方銀行 2年以内 年8.5%以内 3年 " 年8.75% " " 相互銀行) 2年以内 年8.75% " " 信用金庫 2年以内 年9.0% " " 信用組合 2年以内 年9.25% " " 3年以内 年9.5% " " (保証利率 年1.10%)	3年以内
同和地区中小企業安定資金	同和地区中小企業の経営の安定を図るため事業資金を融資するもの	1企業 200万円	年5.75% うち2.25%を利子補給 (保証利率 年1.10%)	5年6ヶ月以内 (据置6ヶ月以内)
経営安定特別資金	総需要抑制策による影響をうけた中小企業者に資金の融資を行なうことにより経営の安定を図る	1企業 300万円 1組合 5,000万円	年8.0%	1年6ヶ月以内 (据置6ヶ月を含む)
中小企業設備近代化資金	資金面で設備の導入を困難としている中小企業者に必要を機械設備資金、公害防止設備資金の50%以内を長期無利子で貸付ける	800万円以下 (設置に要する金額の1/2以下)	無利子	5年 (据置1年を含む)
設備貸与(譲渡)制度	熊本県中小企業振興公社が小規模企業者に代って機械設備を購入し低利長期の割賦販売によって譲渡する	800万円以内 (800万円を超える場合はその金額を前納)	保証金及び損料 設備貸与額の10%の保証金 その他年5%の損料	4年6ヶ月 (公害関係施設は11年6ヶ月) (据置期間 6ヶ月含む)

中小企業の発展方向を明らかにいたします。そのほか各指導機関、団体等における指導事業の調整をはかりながら診断の事前事後の指導を含めた巡回総合指導なども行っています。また、体質改善や、業界の構造改善のための共同化、協業化を推進し、これに必要な設備近代化資金や高度化資金導入のための診断指導、その事後指導も行っています。

●中小企業の技術向上

中小企業が安定的な成長を遂げるためには、技術の相対的な向上を促す必要があります。本県の中小企業の研究体制はまだ不十分で、これを工業試験場に依存する状況であります。

このような中小企業をとりまく要請と実態のうえにたつて、工業試験場では本県中小工業界の技術センターとして整備拡充し、技術の指導に重点を置いております。また、中小企業者自らの試験研究については、出来るかぎりの便宜を供与し、試験研究設備を開放したり、技術相談、技術あつせんの窓口として適切な指導等を行なう中小企業者の要望にこたえています。

技術向上対策

- ①各種の試験研究
- ②技術者を育てる研修・講習
- ③工場の現場で行なう技術指導

●労働需給対策と働きやすい環境の改善

熊本県でも数年来の大型企業の進出によって従業員の働らく諸条件が急速に変化しています。

賃金や福祉施設の改善、週二日制の採用など労働条件は県内の地場企業でも改善をよきなくされています。このような情勢に対処するために県としては次のような指導を強力に推進しています。

- 一、従業員採用の合理化
 - 従来勤と経験による求人を変更、計画的な採用と求人活動の近代化を進める。
- 二、労働力供給源の転換
 - 中学、高校卒の減少に伴い、中高年齢者の雇用、引退労働力の活用を考える。
- 三、賃金、労働諸条件の改善
 - 各業種間の賃金格差を是正する。労働時間、職場配置の適正化、昇給昇進制度、福祉施設の改善、整備をはかる。

このほか、最近増えてきたUターン現象については、「見なおそうふるさとの職場」運動を展開しました。若者たちの「郷土のために働こう」という意欲に応えられるような積極的な受け入れ態勢を整備することを期待しています。

次に勤労者にとつて、安心して働ける働きがいのある職場は、勤労意欲を向上させ、企業の成長をもたらすものであります。県は中小企業に働く人々のために福祉施設の増強に努めています。

▽勤労青少年ホーム

福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために、憩いやスポーツ、レクリエーションおよび文化教養活動等の健全な余暇活動の場を提供しています。県下では、熊本、八代、荒尾、人吉、本渡、山鹿の各市に設立されて盛んに利用されています。

▽勤労婦人センター

熊本市に昭和四十九年三月に完成し、勤労婦人の憩いの場及び研修の場として、健全な余暇活動に利用されておりま

▽中小企業従業員住宅

中小企業に働く者の住宅を確保する一助として、熊本県では、世帯向き、単身者向きの住宅を建設し、有利な条件で働く人達に住宅を提供しています。

そのほか、中小企業に勤める従業員の定着化をはかるため退職金制度の確立を進めているほか労働者の生活資金、住宅資金等をたやすく低利で借り入れるよう「熊本県勤労者信用基金協会」を設立し、融資の道を開いています。

●小規模企業対策の強化

本県商工業に占める小規模企業(従業員、工業二十人以下、商業五人以下)のウェイトは高く、工業において八六・〇%、商業においては八三・二%を占めています。小規模企業は、一般に企業体質が弱く、いろいろな面で近代化が、環境変化への適応が困難であるなど不利な条件をもっています。従って中小企業施策の中でも、きめ細かく行き届いた対策が必要であります。

▽経営改善普及事業

商工会、商工会議所に配置してある経営指導員(商工会八十三、商工会議所九、配置されている経営指導員百二十六人)が、金融、税務、労働、経理、経営、取引など広範囲にわたり巡回指導と窓口指導を行うほか、講習会などによる集団指導また事務の代行、記帳指導や記帳代行も行っています。

▽広域指導体制の推進

行政や経済の広域化に対応するため、経営指導面でも地域の実情に合った形での広域指導協力体制を実現していくことが当然要請されます。従って、県内商工会及び商工会議所地区を二十四ブロックに区分し、各ブロックごとに情報収集・交換及び相互に専門指導調査研究などを行なっています。